

令和4年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和4年11月10日(木) 10:00~11:40
- 2 場 所 TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 ホール6C (仙台市)
- 3 出席者 徳永町長職務代理者、平岩副町長、舘下教育長、横山復興推進課長、藤本建設課長、中野住民生活課長、高橋健康福祉課長、相楽農業振興課長、中里戸籍税務課長、橋本秘書広報課長、松原支援員(11人)

4 町民出席者 4人

5 町長職務代理者あいさつ概要

今年の町政懇談会は、今年8月30日の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、一時立入りのバス立入受付やコールセンター受付などの運用が変更されるため、町民の皆さまにその内容をご説明し、町政全般についてご意見をお伺いしたい。

○町内復興の取り組みについて

1) 特定復興再生拠点区域の避難指示解除については、住民説明会を県内外11カ所で行い、町民の皆さまから様々なご質問やご意見、ご要望をいただいた。これを踏まえ、町議会に説明し、特定復興再生拠点区域の避難指示解除について了解をいただいた。国・県と協議を経て、8月30日、午前零時に避難指示解除を行った。

現在の特定復興再生拠点区域の除染の進捗率は、令和4年9月現在で、94%となっており、現在では約40名が町内のご自宅やアパート、駅西地区に整備された災害公営住宅で生活をしている。

2) 駅西地区生活拠点等の整備については、令和4年10月に先行の25戸が完成し、18戸への入居が開始された。全体で86戸中50戸の登録が決定している。

ロータリー南エリア47戸については、世界情勢の大幅な変化や新型コロナウイルス等の影響により、資材調達に時間を要し、入居時期を変更せざるを得ない厳しい状況となっており、約7カ月遅れの令和6年5月入居予定となる。

また、駅西地区には令和5年2月の開設を目標に、診療所を建設中である。

3) 役場仮設庁舎については、8月27日に町内のJR双葉駅東側に新庁舎が完成し、開庁式を行い、9月5日から約100名の職員が業務を行っている。これまでのいわき事務所は、いわき支所として約30名の職員が業務を行っている。避難先の町民の方が不便にならないように取り組んでいる。

4) 復興まちづくり計画については、今年6月に復興まちづくり計画(第三次)を策定した。解除後の戦略や中長期的な取り組みなど、復興まちづくり並びに町政の方向性を具体的に示すものである。

5) 特定復興再生拠点区域外 帰還困難区域への帰還意向調査については、内閣府と

共同で、中間貯蔵施設区域を除く帰還困難区域に土地又は建物を所有している方及びその方と同居されていた親族の方を対象に、帰還意向調査を実施した。これまで対象世帯の約47%の世帯の皆さまから回答があり、引き続き回答を受付している。集計結果等については今後も町広報紙などでお知らせしていく。

6) 特定復興再生拠点区域内の営農再開への取り組みについて、除染後の農地については羽鳥地区をはじめ他4地区において、保全管理が行われているところであり、本年は、下羽鳥地区において、避難先からすぐに帰還しない農家の農地を作業受委託組織等が一時的に耕作する「管理耕作」が行われ、ブロッコリーが植付されたところ。町では、令和2年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンにより、令和7年度の営農再開に向け、除染や水路等農業施設の復旧、農地集積、集約化、農業生産基盤の整備、多様な担い手の確保に取り組んでいく。避難指示解除区域の農地除染については、除染の進捗率は令和4年9月末現在98%となっており、特定復興再生拠点区域外の農地についても引き続き除染を行うよう国に強く求めている。

7) 除染廃棄物の仮置き場から中間貯蔵施設への搬入状況については、県内で発生した除染廃棄物である除去土壌については、2015(平成27年)3月の輸送開始から今年9月末までに約1,331万m³が輸送されている。

また、中間貯蔵施設への搬入が進んだことにより、福島県内の仮置き場等については、1,372カ所であったが、そのうち1,330カ所の搬出が完了した。

環境省では、県内に仮置きされている帰還困難区域を除く除去土壌等の搬入を令和3年度末までに概ね完了させたところであるが、現在は、主に特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めている。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

ふるさと帰還通行カードにより、令和5年3月31日までの無料措置の延長となっているが、さらに延長するよう国に求めている。

医療費の一部負担金等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等についても継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

6 説明(中野住民生活課長)

○特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う運用変更等について

7 懇談概要

(下条：男性)

本日は町幹部の皆さんにお越しいただいて、毎年仙台にて町政懇談会を開催していただいていることに感謝申し上げます。仙台での町政懇談会は何度目になるか記憶してはいないが、最初のころは10名以上の町民が出席していた。本日は4名の出席ということで、年々出席人数が減っている現状を町としてはどう考えているか。また来年以降の開

催についてどうお考えか。

(徳永町長職務代理者)

町としても震災から時間が経過していく中で、町民の皆さんの町に対する関心が無くなってきてしまっていること、また来たくても来られなくなっている方がいるのが現実だと考えている。こうした段々と人が集まらなくなっている現状を非常に由々しき事態だと思っているので、この現状を踏まえて例えば開催日について等、多くの方々に出席していただけるような努力を引き続き行っていきたいと考えている。また、来年度以降の開催に向け現状を徹底的に分析して、少しでも多くの方に会場に足をお運びいただき、町の情報を伝えられるようなスキームをしっかりと考えていきたいと思っている。

(下条：男性)

いわき市や福島市等の他の会場でも同様の傾向なのか。

(橋本秘書広報課長)

県内外 11 会場で開催しているが、30～40 名出席していただける会場もある。一方で参加人数が横ばいまたは減少傾向にある会場もあるが、全体的に少なくなっているということはない。

(下条：女性)

他の会場ではどのような質問があるのか。

(徳永町長職務代理者)

今年の 8 月 30 日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、町民の方からは、町は本当に住める状態になっているのか、また、町に医療施設等の帰れる環境は整っているのかといった質問が多かった。帰りたいたって思っても、医療施設は町で整備することになったが、例えばスーパーマーケットや、老人保健施設、学校など生活に必要なものがないという意見が多かった。そういった意見をしっかり頂いて、町でも復興まちづくり計画に基づき商業施設等、戻ってもいいと思えるような整備をしっかりと進めていきたいと考えている。

また、震災から 11 年 7 カ月が経過し、避難先で生活ができてしまっていて帰りたくても帰れないという人がいる中で、それでも町とのつながりは保ちたいと言っている方々もいる。そういった方々のために、町と避難先とで絆をずっと保っていけるような事業をしっかりとやってほしいという意見も多かった。秘書広報課長より補足させる。

(橋本秘書広報課長)

避難指示解除に向けた取り組みについては、今回の懇談会のテーマとして町から説明をさせていただいた。また、コミュニティのあり方についても意見が多かった。

また、地域によっては避難指示解除することが危険じゃないかという意見や、毎年賠

償について同じ方が質問するといったように、会場によって傾向や特徴があるような感じもするが、その時の町政懇談会のテーマに関する質問が多い傾向にあると思う。

(徳永町長職務代理者)

さらに補足させていただくと、町政懇談会にお越しいただく方というのは町に関して興味を持っている方々が多く、興味を持っているということは避難先でも町との絆を保っていきたいと考えていて、そういった方々が集まるコミュニティをもっと活発にやってほしいということや、町の情報がほしいといった意見については、どの会場でも共通の話題としてあがっている。

(下条：男性)

宮城県での町政懇談会に参加者が少なくなってきたという件について、私共は宮城県の避難者で双萩会という自治会を立ち上げているが、範囲は宮城県全体で、メンバーには北は加美町、南は岩沼市と広範囲にわたっている。そのため、仙台市で午前 10 時開催というのは時間が早いのではないかと考えているが、午後に開催したら集まるかどうか分からない。それでも開催時間の問題というのは一つあるのではないかと考えている。また、どこの自治会もそういう問題はあろうと思うが、年配の方は会場までの足が無く、会場に足を運べないという方もいると思う。自治会でメンバーが集まれば双葉町への要望のような話がいろいろと出るのだが、せっかく貴重なこの町政懇談会に来て質問・要望するということまでする人はなかなかいない。私自身はせっかくの機会だから直接会場に来て質問すればいいと思うのだが、もしかしたら町のホームページや広報紙等を見て大体分かっていると思っているのかもしれないが。町政懇談会の開催時間と開催場所の距離の問題については、私にはどうしたらよいか分からないので、町側で何かもっとベターな案があれば検討していただきたいと思う。

(徳永町長職務代理者)

貴重な意見に感謝申し上げます。この仙台市の会場になかなか人が集まらない要因としては、距離、日時の問題、またご年配の方々に対する配慮が必要であるというご指摘であり、我々も非常に強く感じているところではあるが、この 3 つの要因を一発でクリアする案は何かあるかと問われるとなかなか難しい。町側として提案できることとすれば、例えば土曜日に開催すれば、働き世代の方が年配の方と一緒に車で乗せてきていただくことができれば少し出席しやすくなるのではないかと考えられ、そういったより集まりやすくなるようにするためにはどんな形でどんな日時に開催したらいいのかということも内部で検討させていただきたい。

(新山：男性)

私は生まれた故郷が大事だと思う。そこからすべてが出発しているわけだし、それを

ないがしろにして、どうでもいいと他人事のように考えているのかと思う。せっかく町幹部職員が時間を割いてお金をかけてきているわけだから、それを見れば町民側がいろんな意見・質問を持ってきて、こうあるべきだということをぶつけていくのが本来の筋ではないかと思っている。しかし、マンネリ化というのは一番危険である。1回やればいいというのではなく、原因とそれに対する対処、その結果について検討しなければ、決して町の幹部職員が来ればいいという問題ではないと思う。またやり方については若者にも色々聞かなければならないと思う。若者に町へ来てもらうには町の環境はどうか。また年配の方々も、帰りたくても帰れない、環境に対する安心感がどこにあるのかということが全然伝わってこない。放射能に関してはまだ勉強不足だが、一般的に考えると、海の方は除染したが山の方は除染していないため、雨が降ったら放射性物質はどこに流れているのか。どこかにたまって線量が高くなっているのか。

また、ライフラインに関しても、水道はどこから引っ張ってきているのかも全然わからない。地下水なのか、どこかの工場の水道を持ってきているのか、それが確実に安全なのか、下水道関係もそう。それで帰ってきて住んでくださいでは何も分からない。学校が無いと若者は戻ってこない。一度会社に入るとすぐに辞めることなどできない。東電の社員はどこに住んでいるのか。東電の社員3~4千人の衣食住の場を提供するなら近くの双葉町ができると思う。そういったことが全然わからないし、結局、双葉町には夢がない。誰がそれを作るのかと言ったら、引っ張ってくれるのは町職員の皆さんだと思う。懇談会ではそういうことが全然伝わってこない。ただ説明して質疑応答するが、その答えはあるのか分からないといって同じことをやっているだけ。町民は質問がいっぱいある。例えば住民票は今後どうなるのか。いつまで避難届で住民票が残っている人はどうなるのか。転入転出はどうなのか。そしてNHKから受信料の伝票が来て慌てふためいている。なぜ受信料を取られるのか、そもそもどうやって住所を知ったのか。

また避難指示解除されたところと帰還困難区域で土地の税金はどうなるのか。解除されたからすぐ税金がかかってくるのか。また年金や保険料は避難指示解除に伴ってどうなるのか。今は仙台で払っていて故郷では払っていないが今後どうなるのか。

以上のことを含め分からない人がたくさんいると思う。そのあたりをしっかりと把握して誰が引っ張っていつてくれるのかということも分からない。

(徳永町長職務代理者)

多岐にわたる質問のため、私から総括的なところを回答申し上げます。町がどういう風な計画を持ってどんな方向で進んで行くのかが分からない、また町に戻って本当に生活環境が安全なのか発信されていないため、何を頼りに町の情報を得て町に戻りたいと思えるようになるのかということが全く見えてこないというのが質問の大きな1点目だと思う。年配の方が町に求める安心感と、若者が町に戻りたいとか新しく町に来たくなるような魅力がないと言われ、確かにそのとおりの面もあるが、一方で復興まちづくり

計画（第三次）に定める計画に共感していただける若い方もたくさんいる。我々は何も現状に満足しているわけではなく、復興まちづくり計画を策定して若者やもともと町民ではない方などにも双葉町に魅力を感じてもらえるようなまちづくりをしようと思っており、ただしまだあまり知られていない状況でもあるので、それを効果的に皆さんにお見せしていきたいと思っている。

次に2点目の必要な情報、例えば税金は今後どうなるのかといった、避難されている皆さんがご心配に思っているようなことを、こういった説明会のタイミングでトピック的に情報提供してもらえれば、それは来年からこうなるのかと安心できるというご意見かと思う。説明会の時点でお出しできない情報もあるのだが、今の町の状況や、税金の状況、住民票の状況はこうです、といったように皆さんの生活に密着した情報を懇談会の時にまとめて情報としてお出しして、それを見ながら参加者が質問をできるような形を作っていきたいと思っている。

いずれにせよ町の方向性や、町政懇談会のあり方について貴重な提言をいただいたので、しっかりと持ち帰って検討させていただき、町民の皆さんに町政懇談会に行くと有益な情報をもらえるから行ってみようと思ってもらえるようにしていきたいと思う。

（下条：男性）

8月30日に一部避難指示が解除されたが、10月末現在で双葉町に何人戻っているのか、内訳を教えてほしい。従来からの町民がどれくらい戻っていて、新規で住民になった方は何人いるのか。

（中里戸籍税務課長）

冒頭の町長職務代理者からの挨拶で、約40名の方が町内にお住まいだと説明させていただいた。その40名というのは住民票を双葉町に持ってきた方ということではなく、例えば復興産業拠点などに勤めている方で、住民票を持って来てはいないけれども町内におそらく住んでいる方のことである。なぜそれを把握しているかというのと、例えば町で委託している業者がパトロールをして夜に電気が付いている家を把握したり、水道の開栓状況等を総合的に考えたりすると、40名かそれ以上の方がお住まいであると認識している。その中でも約20名が元の町民の方で、残り20名が転入者もしくは町内の企業にお勤めの方が住んでいるという内訳で多少ずれはあるかもしれないがそれぐらいだと思っている。

（下条：男性）

公営住宅に入った方と、もともとあった家に戻った人は把握しているか。

（中里戸籍税務課長）

だいたい公営住宅が20名ほど、ご自宅やアパートにお住まいの方が20名強ほどと聞いている。

(下条：男性)

双葉町に行ったときにアパートなんてあんまり見えなかったような気がするのだが。

(中里戸籍税務課長)

復興シンボル軸沿いにアパートがあり、職員もそこに住んでいる。

(下条：男性)

もともと町に家があって戻った人の水道は井戸水か、水道水か。また浄化槽はどうか。

(徳永町長職務代理者)

水道水である。エリアによるが浄化槽は合併で、旧特定復興再生拠点区域内は下水道である。

(下条：男性)

拠点内は全部下水道が復旧しているのか。

(藤本建設課長)

もともと下水道が通っていた区域は補修が完了している。

(下条：男性)

仮に拠点内に新しく家を建てたら公共の上下水道になるということか。

(中野住民生活課長)

上水道については拠点内の約7割が復旧している。一部通っていないところは石綿管が割れていて、交換しながらやっていることもあり、ほぼ7割が復旧している状況である。仮に以前の住宅の場所に新しく家を建ててそのまま上水道を付けたいということであれば、水道企業団の方で優先的に行うよう対応をする。

(下条：男性)

上下水道を一気に整備するとなると相当なマンパワーとお金がかかっていると思う。郡山にあった集中処理施設に代わる設備はできているのか。

(平岩副町長)

中野地区の復興産業拠点内に水処理センターができている。

(下条：女性)

アンケートで町に帰らないと答えている人の一番の理由は何か。

(橋本秘書広報課長)

毎年町民の皆さんに住民意向調査の回答にご協力いただいております。町に帰らないと回答している方の中で、理由として挙げられるのはやはり病院や商業施設などの施設が整っていないからというのが比較的多くなっている。一方で意外と少ないのは放射線量に不安があるという回答である。また、全体の回答率約50%のうち、6割を超える方が避難先で持ち家やマンションを購入するなどして住居を構えているため、町に戻ってくるのはかなり大きな負担もかかるということが大きな原因となっている。

(新山：男性)

転出、転入の手続きは現在どうなっているのか。

(中里戸籍税務課長)

双葉町への転入について、他の自治体から転出して町内に居住する方や、復興公営住宅に入居される方については、転入届を受理しているが、例えば双葉町の住民になりた
いからというだけでの転入はお断りしている状況である。

次に、双葉町からの転出について、双葉町に住民登録を置いていてもいいのかという
話になるのだが、原発避難者特例法によって、元の自治体に住民登録を置いたままでも
避難先の自治体で等しく行政サービスを受けることが出来るため、現在も双葉町だけ
でなく、避難指示解除済の自治体であっても住民票を残したまま避難している方もいる
ので、双葉町民の皆さんにも住民票を残したままで構わないと説明している。しかし、具
体的にいつまで残しておけるのか国次第のところもあるので、町からアナウンスができ
ない。原発避難者特例法は避難している方への特別な法律なので、年月が経てばいずれ
は住民票を現在のお住まいに移さなければならない時が来るのではないかと町では考
えている。

(下条：男性)

実は10月6日に復興大臣との懇談会に参加し、言いつばなし、聞きつばなしかもしれ
ないが、今の住民票の話をした。特例法で現在認められているが、これからずっとと
いうことはないので、10年後か20年後か知らないが、元に戻すのでしょうか。そのと
きに我々はどうなるのか、町はどうなるのかと話をしてきたが、もちろん大臣といえど
も答えはなかった。町に対しても同じような話をしておかなければいけないと思った。

また、被災13市町村で段階的に原発避難者特例法の対象から除外するという可能性
もあると思う。最後まで残るのは双葉、大熊だと思うが、13市町村を10年後か20年
後かに一気にやるのかというのを首をひねってしまう。

先の話であり私は死んでいなくなっているかもしれないし、町幹部の皆さんも現役か
どうか分からないが、住民票の問題はバツサリどこかで切られるのではないか。その時
に、確か町は避難指示解除後の5年後ぐらいに人口2,000人といた目標があったか
と思うが、解除して1年後に何人くらいを見込んでいるのかといった細かなものはあるか。

(横山復興推進課長)

復興まちづくり計画に定める目標人口としては、避難指示解除後は数百人程度、3~4
年後に1,200人程度、10年後に2,000人程度という、段階的に進めていくという記載
をしている。

(下条：男性)

大熊町での実績を見ると首をひねってしまうのだが。

(横山復興推進課長)

まだ駅西住宅もできていないという状況ではあるが、今双葉町内の民間事業者で、震災前からのアパートを改修して再開するような工事も出てきているので、住める環境が整ってくるものと思っている。

(下条：男性)

固定資産税について、避難指示解除区域は課税の対象となり、既存の税率の半分が免除される特例措置に加え、他の自治体では残りの半分以上を補助なのか免除なのか分からないが実質ゼロにしているそうだが、双葉町はどうか。

(中里戸籍税務課長)

避難指示が解除された翌年から3年間は固定資産税の2分の1を減免するというのは、国の方で地方税法により定められているところだが、先行して避難指示解除している自治体には、プラス2分の1を上乗せして減免し、実質全額減免という措置をとっている自治体もある。ただし、上乗せして2分の1を減免するにあたって議会の議決をいただかなければならないこと、また、国の法律も毎年色々と変わるということもあり、その辺りを見極めたうえで話をさせていただかなくてはならないため、この場ではお話ができないことをご理解いただきたい。詳細が決定次第、皆さんにできる限り早くお伝えしたいと考えている。

(下条：男性)

課税の基準について、避難指示が8月30日に解除されたから課税開始は9月1日ということになるのか。

(中里戸籍税務課長)

その年の1月1日時点でどういう状態だったかによって、固定資産税の基準が決まる。そのため、令和4年8月30日に特定復興再生拠点の避難指示が解除されたが、令和4年度分については、令和4年1月1日には避難指示区域であったため、課税の対象とはならず、令和5年度分については、令和5年1月1日現在では特定復興再生拠点の避難指示が解除されているため、地方税法に基づき2分の1は減免、2分の1は課税の対象ということになる。その後4月に1年間分の固定資産税として皆さんにお送りすることになる。

(下条：男性)

建物の解体除染について、当初は申請期限を設けていないからいつでもいいよという説明だったが、特定復興再生拠点の避難指示が解除されて、受付の期限が避難指示解除から1年間ということで、令和5年8月31日までと示されたところ。このことを徹底してほしい。というのも以前に小高区だったと思うが、期限を知らなかったのか忘れていたのか、期限までに結論を出せなかったのか分からないが、期限後の解体除染は自己

負担だと言われたとのこと。被災した家はただの家の解体とは違うのでとんでもない負担となるので、このことを全住民に徹底してほしい。そうしないと、解体するかどうか結論を出せない人もいるはずなので。

次に、いわゆる白地地区の件について、5月の住民説明会で国からアンケート調査を行うという話があり、私はアンケートの結果で方針が違うのでは困る、原則的に建物は解体・撤去でなければ困ると話をした。というのも例えば復興の見学のために国道288号をバスで来た人が、建物がこんなに残っていて復興したといえるのかと思われても困ることになる。白地地区においてもいずれは解体申請の期限が必ず来ると思うが、それ以前に結論を出せなかった人の家は残ってしまうことになり、そうなるとその負担が子どもにかかってきて解体は自費ということになる。仮にそういう場合は町の予算を使っても解体するという腹積もりでないといけないと思うが町はどう考えるか。

(徳永町長職務代理者)

1点目の除染解体期限の周知徹底という点については、町側としても令和5年8月31日までが期限だったなんて聞いていなかったと言われることが絶対にならないように、昨年の段階から例えば広報紙の中はかなり厚めの紙で報告を入れたり、ホームページに掲載して周知したり、また環境省が周知に力を入れているので、この点については抜かりなくやっていきたいと思っている。

2点目の帰還困難区域に残っている建物はどうするのかという点について、段階的にお話しさせていただくと、昨年8月に政府から帰還困難区域の方針について、2020年代をかけて希望する方のご自宅は除染して帰ってもらえるようにするという方針を打ち出しており、その一環として、現在帰還困難区域の方々に帰還意向の調査を行っている状況である。

その方針だと帰還意向を示したところは除染したり、建物を建てたりするけれども、帰還意向を示さなかった人の建物は残ってしまうのではないかというご指摘かと思うが、帰還意向を示した方の除染解体は当然やるのだが、それと同じように町側として帰還困難区域全域をしっかりと除染していただきたいという要望は国に引き続き行っていくので、先に帰還意向を示したところとタイムラグは出てしまうかもしれないが、継続して要望していきたいと思っている。

(下条：男性)

当然要望は行わなければならないのだが、国は表に出さないが腹の中では方針が決まっているのではないかと思っている。また、国というか首都圏の人間には帰る意思もないのにお金をかけてどうするのかという考えが根底にあるのだと思う。費用対効果なんて話もあるが、そういう問題ではなくこの災害はまるっきり元に戻すという覚悟でやらないといけないと思うが、国の態度はどうも違うように見える。そのため、最悪の場合、町は自力でもやるよという覚悟でいなければ交渉事は難しい。町が仮に除染解体を

すれば事業者負担の原則で東電に請求すればいいのだから。

(徳永町長職務代理者)

今のお言葉を町に対するエールと捉えており、ご提言に感謝申し上げます。実際に我々も中央省庁では被災地はもういいだろうというような温度差を、色々なところでも言われており我々も感じている。特に帰還困難区域の取扱いについては、帰還意向を示したところ以外は知らないという国の考えが透けて見えるというご指摘かと思うが、我々としてもそうならないようにしなくてはならないと思っている。

今回政府が打ち出した 2020 年代をかけて帰還意向を示したところを除染して帰れるようにするという方針は入り口であると考えている。帰還困難区域全域をいきなり全体的に除染して建物解体をしてというのは予算規模の問題等もあり中々難しい面もあると思うので、まずはここからということでやっている制度だと認識している。そして、帰還困難区域全域の除染解体というのは、我々はずっと言い続けていることであり、今後も変わらず要求していくつもりである。そして、そうでなければ町で全部やっていただきたいとおっしゃったが、町でやる筋合いもないので、絶対に国に要求していかなければならないという気合でやっていきたい。

(下条：男性)

現在、町の原子力対策係は何課にあって、どんな仕事をしているのか。

(中野住民生活課長)

住民生活課にあり、廃炉関係の東電からの連絡を受けることや、原子力防災、ALPS 処理水についても当課が担当している。

(下条：男性)

現在 1F 建屋の燃料プールに使用済核燃料は 1~6 号機までトータル何本あるのか把握しているか。

(中野住民生活課長)

細かい数字については現在手元に資料がないため分からないが、東電からの報告を受け把握はしている。3、4 号機は取出しが完了しており、1、2、5、6 号機については建屋内に残っており、今後共用プールに持っていくことになっている。

(下条：男性)

なぜそのようなことを聞いたかということ、昨日も茨城県で震度 5 強の地震があったように、1F 建屋内に使用済み核燃料が残っていると、同じように地震が発生した時に不安で双葉町に戻ってくるのが怖いなどと思っている人がいるのではないかと思う。

(中野住民生活課長)

現在まず廃炉の一環として、使用済み燃料の取り出し、燃料デブリについてもそうだが、まずは使用済み燃料の取り出しをしないと廃炉が進まないの、東京電力において

現在進めているところである。特に建屋が爆発した1から3号機周辺等線量が高いところもあるので、段階を踏んで進めているところである。

閉会（閉会時間 11時 40分）